

第38号議案

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年6月9日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に
係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動
端末設備を用いた印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するため、この条例を制定
しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例

芦屋市印鑑条例（昭和50年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（証明書の交付）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して</u></p>	<p style="text-align: center;">（証明書の交付）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

改正後	改正前
<p>多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

芦屋市印鑑条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を用いた印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

印鑑登録証明書の交付に係る規定を次のとおり改める。(第14条関係)

改正案	現 行
<p>印鑑登録者は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(※)</u>が記録された移動端末設備を使用して多機能端末機を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを使用して多機能端末機を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

※ 移動端末設備用利用者証明用電子証明書とは、いわゆるスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書をいう。

3 施行期日

規則で定める日

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律抜粋

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第22条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）であって、個人番号カードに記録するもの（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

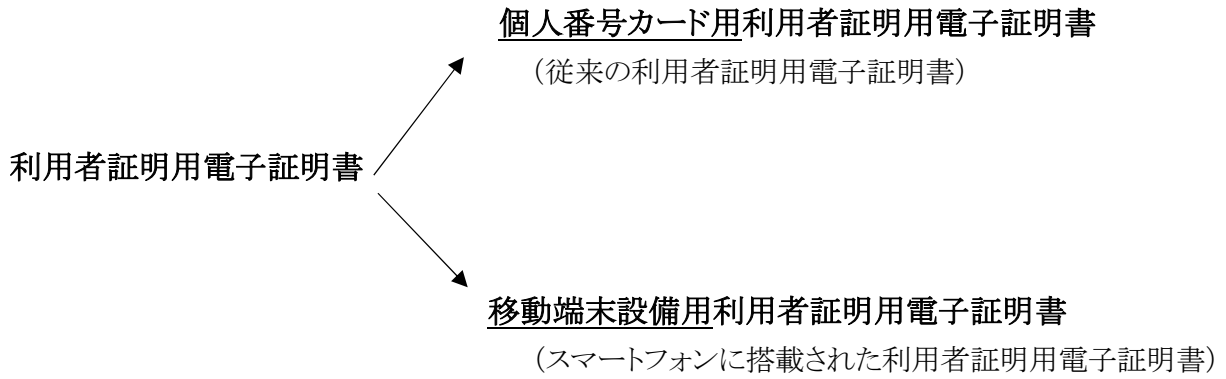
(第2項から第8項まで省略)

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第35条の2 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者（当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。）は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であって、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

(第2項から第8項まで省略)

・利用者証明用電子証明書の種類



(総務省資料より抜粋)

コンビニエンスストア等の多機能端末機による
移動端末設備用利用者証明用電子証明書の利用イメージ

